

アリストテレスにおける政治と親愛

——『ニコマコス倫理学』と『エウデモス倫理学』の

相違点に関する基礎的考察 —

石井 雅之

序

本稿は、アリストテレスの著作とされる『ニコマコス倫理学』と『エウデモス倫理学』の解釈および両書の関係理解にもちこまれてきた倫理観等を明らかにすることを目的とする研究の一環である。以下、それら二倫理学書のそれぞれにおいて、政治に対して親愛（philia）がどう位置づけられているかという点に注目することによって、その目的に向けた基礎的考察をおこなう。主たる論点は、各書の親愛論導入部の分析である。それにもとづいて、政治と親愛の関係に関する二

書比較上の問題点を析出したい。

まず、第一節では、二つの倫理学書の関係に関する問題点と諸説を整理するとともに、それに絡む問題を扱うに当たつて本稿がいかなる視座に立つかを述べる。第二節では、二つ

の倫理学書の親愛論導入部を読み解き、各親愛論が政治的研究の文脈にどれほど、またどのように関連づけられているかを比較する。第三節では、導入部のうち政治的觀点からする論点を各々について取り出して読み解きつつ、思想的立場および理論を比較するうえで着目するべきいくつかの論点を析出するとともに、それらの点に関して若干の展望を述べることにする。

一、二倫理学書の関係の問題と親愛論

アリストテレスの著作として現在一般に認められている倫理学書に、『ニコマコス倫理学』と『エウデモス倫理学』の二書がある。両書の間には、所説ないしは論調の違いがあるとみることができる。

それら二書の成り立ちおよび関係については、現在多くの研究者によつてさしあたり受け入れられている説があるものの、決着がついたとは言い難い。とりわけ本稿が扱う親愛論に関しては、近年、M.Pakaluk, M.Schofield らが各自、旧説に疑義を呈する論文を公刊するにいたつている。⁽³⁾

本稿は、二倫理学書の成り立ちと関係の解明を主たる意図とするものではないが、それに深く関わる論点を提示するものである以上、まずは必要な限りで筆者なりに問題点を整理しておかなければならぬ。

M.Pakaluk は、二倫理学書の相違に関する可能な説明として、おおよそ次の五つを挙げる。(1) 両書間の相違は、同一見解の一通りの表現の間に生じうる程度の違いでしかない。(2) 両書の相違は、同一見解を、異なる目的のために、もしくは異なる聽講者のために述べたことによつて生じたものである。(3) 両書は元々同一見解であるが、筆記者もしくは編者を介したことによつて相違が生じた。(4) 両書の相違は、アリストテレスの見解の変化を反映するものである。

(5) 二書は、異なる著者によつて書かれたものである。

一方、M.Schofield は、きわめて慎重に、二書ともにアリストテレスの真作であると認める場合に話を限定したうえで、両書の関係について現にとられている立場として、おおよそ次のような三つを挙げている。(1) 「ニコマコス倫理学」は

「エウデモス倫理学」より後に書かれたものであつて、より成功している。(2) 「エウデモス倫理学」は「ニコマコス倫理学」より後に書かれたものであつて、より成功している。(3) 著作年代の順を確定することは不可能であり、また二書を比較したときに見て取られるのは、思想的発展ではなく、聽講者の違いである。(1) は多数派の意見であり、(2) の代表は A.Kenny であり、D.J.Allan は (3) のような立場にあつたといつ。

これらの論には、二書の関係を考察するときに問題となることが複数混在している。複数の問題点を簡潔に言うならば、次のようになる。(a) 両書の所説は倫理理論として同一であるというべきか、異なるべきかという問題（倫理理論としての同一性・異他性の問題）、(b) (両書の見解が同一である場合) 両書の見かけ上の相違は何に起因するのかという問題、(c) (両書の見解に相違がある場合) 両書の相違は何に起因するのかという問題、(d) (両書の見解に相違がある場合) どちらの論がより成功しているか（あるいはまた、どちらの理論がよりすぐれているか）という問題、(e) 両書のうち、どちらが先に成立し、どちらが後に成立したか、という問題（先後関係の問題）、(f) 各書の著者は同じか違うかという問題、である。さらに言えば、これらに加えて、両倫理学書各巻・各部分の由来および編集の問題を考慮しなければならない場合があろう。

これらの問題それぞれについて研究者たちがどのように考へ、また主張してきているかを、M.Pakaluk と M.Schofield の論を考慮しつつまとめなおせば、次のようになる。 (a) については、同一見解説、異他見解説とともに主張されうる。また、現に主張された^(e)。(b) については、M.Pakaluk の言う

(1) (2) (3) の三通りがありうる。(c) については、同じく M.Pakaluk の言う (4) と、(5) に関連づけた主張との「通りがある」ということになる。(d) については、

『ニコマコス倫理学』のほうが成功しているとする解説が多数意見ではあるものの、『エウデモス倫理学』のほうが理論として成功しているとする解説も現に提出されている。(e) に関しても、『エウデモス倫理学』が先に成立したとする説が優勢である一方で、『ニコマコス倫理学』のほうが先であるという説もある。(f) については、二書ともにアリストテレスの真作とする説がかなりの程度定着しており、それに疑義を呈するには相当の説得力をもつ論証が必要であるが、別著者である可能性が完全に否定されたわけではない。

たとえば W.Jaeger 流の発展説を採る者は、(a) 両書の見解に何らかの相違を認めつつも、(t) 二書ともにアリストテレスの真作とし、(c) その相違を思想的発展に起因するものと見なす。そして、(d) 『ニコマコス倫理学』のほうが『エウデモス倫理学』より成熟した思想を展開していると判

断すると同時に、(e) 『エウデモス倫理学』のほうが『ニコマコス倫理学』よりも先に書かれたものであると結論づけている、ということになる。それに対して、A.Kenny は、すでに一九七八年に、詳細な検証にもとづいて、(d) と (e) についてまったく反対の説を提唱したのであった。

以上をふまえて、親愛論に関する限りで近年この問題に論及した二論文の所説を整理すれば次のようになるであろう。

まず、M.Pakaluk は、『エウデモス倫理学』にみられる「平等主義」の分析結果に加え、同書はいくつもの箇所で『ニコマコス倫理学』の所説の問題点を解決しようとしているがぎこちないこと、また前者は後者の所説について時として（同一著者にはありそうにない）誤解をしていること、前者は後者を批判する目的で引用していると目される箇所があることなどを理由として、(a) 両親愛論の見解に相違を認めるとともに、大胆にも、(f) 二書を別著者によるものと判断し、(c) 二書間に見解の相違があることの理由もそのことに帰する。さらに、(e) 『エウデモス倫理学』は『ニコマコス倫理学』より後に書かれたものであるが、(d) より粗雑な出来であると判定する。

また、M.Schofield は、(f) 別著者説の検討は差し控えたうえで、両倫理学書の親愛論の構造を詳細に比較することによつて、一方が他方の再述であると言うべきほどのある種の

親近性の存在や、一方の論述が他方を前提している可能性などを指摘する。そして、きわめて慎重な論調で、(a)二書の間にはそれにもかかわらず区別するべき相違があると論じ、(c)その相違には民主制に対する態度の「変化」などが関係しているという見解を仮説として提出する。併せて、

(d)『エウデモス倫理学』のほうが『ニコマコス倫理学』よりも円熟した著作でありうること、(e)前者は後者よりも後に書かれたものでありうることを示唆するのである。

二つの倫理学書の関係に関する問題は、おおよそ以上のようないくつあると理解される。筆者はアリストテレスに関して親愛を問題にするにあたって、以上の問題と諸説をふまえ勘案しつつ、さしあたり(a)に相当する問題、すなわち『ニコマコス倫理学』と『エウデモス倫理学』の親愛論間に理論としての違い、もしくは思想的立場の違いがあるかどうか、あるとすればそれはいかなる相違か、という点に問題を絞り、それを重点的に考察しようと思う。

両書の親愛論間には、「変化」を見ることや「別著者」をさえ想定することに傾かせるような、決して無視することはできない所説の相違、ないしは論調の違いが存することは、多くの読者が（過去の研究成果の重みに抗するだけの準備がととのわないので黙っているにしても）看取しているところだと思われる。その相違はいろいろなかたちであらわれて

親愛論の導入部において、親愛について論じる理由がどのよう
に述べられているかを比較し、各親愛論が政治的研究の文
脈のなかでどう位置づけられているかを見きわめたい。

【「ロマコス倫理学】からみてみよう。同書の親愛論導入
部は「エウデモス倫理学」に比して整然と論述されていると
みられるが、そこに列挙された事項の区別と秩序については
必ずしも意見の一一致があるわけではない。

近年、M.Schofield が論文でその問題を扱つた。⁽⁹⁾ 答者として
は彼の所論を検討したうえで、若干の修正を加えて、当
該事項は次のように区別され秩序づけられていると主張した
い。以下に、左記におけるⅢに相当する箇所については、そ
れが簡潔な言及にはなつてゐるとはいへ、注目するべき内容
を含んでおり、それをより精確に取り出すべきであると考え
る。

I 德との関係性 (1155a3-4)

II 生 (bios) のための必要性 (1155a4-28)

(a) 他のすべての善をもたらすため、親愛なる
者（友）なしに生きる」とを誰も選ばなくて
は (1155a5-16)

①富める者、地位・権力をもつ者の場合 (1155a6-11)

②貧困、その他の不運における場合 (1155a11-12)

(b) 親愛なる人がいるれば、若者の場合、老齢者の場

合、壯年期の場合、それぞれ別の意味で助けになる

こと (1155a12-16)

(c) 親愛関係なしし親愛の基盤は自然本性的に存してい
るとみられるいふ (1155a16-22)

(d) 親愛は國をもあらぬねんらぬいふ (1155a22-
28)

III (生のために必要であるばかりでなく) 美しきもの・
立派なものであるいふ (1155a28-31)

(a) われわれが友を愛する人を賞賛するいふ (1155a29-
30)

(b) 親愛の情に富み友の多いいふ (polyphilia) は立派な
ことだと考えられていること (1155a30)

(c) 善き人である」とと親愛なる人である」とは同じ
ことだと考えられていること (1155a31)

右についてまず確認されなければならないのは、「これらの
事項のうちⅡが、M.Schofield が指摘したとおり、いふでは
「重要論題」となつていると思われる」とである。

I の德との関係性、したがつて徳論との関連性に直接言及
する部分は、理論的関心をひくような重要な問題点（すなわ
ち、親愛は德であるか、それとも德とともに成立するか、と
いう問題）に言及しているにもかかわらず、それについての
展開ないしは答えを留保したまゝ、(O.C.T. のテクストにし

(一) 一行にも満たない短い言及にとどめられている。この事項と関係づけて理解されうる^{〔三〕}にしても、三点にもわたつて重要な論点に触れているにもかかわらず、わずか三行ほどのごく簡潔な言及で済まされるのである。それに対し、IIの生のための必要性をもつて親愛を論じる理由を説明しようとする部分は、全二十八行のうちほぼ「二十四行を占めているうえ、内容も多岐にわたり、説明も他の部分に比して詳しい」とから、最も強調されていると受けとめられるであろう。それゆえ、他巻の論点との脈絡を考える場合にも、この親愛論は、人間の生きる営みそのものに関する論究の一環として連結されていると理解されるであろう。

そしてまた、生において親愛がいかに必要であるかを説くために挙げられた論点は、けつしてこの場かぎりで言い捨てられたものではなく、親愛論本論の理論構成においても重要な位置を与えられているものもある。たとえば、生のための必要性を述べる部分には、親愛の自然性ないしは親愛の基盤の自然性についての言及が見られるが、この論点は、親愛についてその自然本性的基盤に重要な位置を認めるという、『ニコマコス倫理学』の親愛論に特徴的な論点を形づくるものとなつてゐるのである。

ただ、善き人になることや美しい（立派な）行為、ひいてはそれらを含む意味での「善き」生の実現への親愛の関わり

についても、きわめて簡潔ながら重要な複数の論点に言及しているだけに、著者にその重要性の認識が希薄であるとまではいえないのであり、「ことにもあわせて注意しておかなければならぬ」。

政治との関係に関わると理解されうる論点は、論の構成からみて、M.Schofield がそうしているように、生のための必要性について述べる部分に含められているとみるべきである。その場合、親愛が國をまとめく（syneccheia）ことから語りはじめられるこの論は、「人間は自然本性的に國を成すもの」という人間理解に関連づけることによつて理解されうるであろう。それはともかく、その論点は、生における必要性を説くためのものとしても、少なくとも重要な論点として強調されているとは思えないのであり、論述の順序から見てもむしろ随的的な位置、もしくは補完的な位置を与えられているにすぎないと言うべきであろう。

さて、次に、『エウデモス倫理学』を見てみよう。その導入部は、『ニコマコス倫理学』とは様相を異にして、論点を十分整理しきれていない印象をもたざるをえないが、M.Schofield の先行業績を検討したうえで、強いて整理するとすれば、次のようになると考えられる。

I 政治術の課題としての親愛 (1234/22-25)

(a) 政治術の仕事はとりわけ親愛をつくりだす」とだと

考えられている」といふ (1234b22-23)

1235a2)

(b) 「政治家は何よりも徳の育成に腐心し尽力するものであると語られるが」徳が実際に益をもたらすものとなるのは、親愛が成立するに至つていてこそであるといふ (1234b23-25)

II 正・不正の問題との関わり、あるいは正義の徳と親愛の親近性 (1234b25-31)

(a) 正・不正と「や」とせりわけ親愛なる者どうしに関するいじめとしてあるとわれわれ皆が主張している」と (1234b25-26)

(b) 人が不正な行為をしない（ないしは害をもたらさない）ようにするためには、親愛なる者どうしにすれば十分である」といふ (1234b28-29)

(c) 善き人であることは同時に親愛なる人であることであり、そのようなひとは相手に不正な行為をしない」と (1234b26-28)

(d) 真に親愛なる者といひの場合も、正しい人（正義の徳を身につけた人）の場合も、どちらの場合も不正な行為をしないということ、そしてそのことによつて、正義の徳と親愛は同じか何らか近いものである」と (1234b29-31)

III 生 (bios) において親愛なる者が占める位置 (1234b31-

生の全体及び自發的な交わりは親愛なる人たちとともに「おなわれる」といふ (1234b33-1235a2)、それゆえにわれわれは親愛なる者を最大の善の一つとしてとらえている」といふ (1234b31-33)

以上を見れば、この導入部においては、親愛を政治的問題として取り上げようとしていることが明らかである。

各論点に費やされた語数には『ニコマコス倫理学』に見られたほどの差がないとはいえ、親愛が政治術の課題であることを述べる部分（I）が、言及の順序において第一に置かれている」とは、顕著な特徴として、まず注目されなければならぬであろう。そして、親愛が不正をなくし正義を実現するという課題に密接に関係していることを述べる部分（II）も、政治術の課題を述べる部分の展開と見なしてよいとすれば、それ二つの部分を合わせた分量は、親愛を論じる理由が述べられた約十六行（O.C.Tで）のうち、ほぼ十一行半を占めていることになる。

また、親愛形成を不正行為（ないしは加害行為）の防止に結びつける論点は、II (b) (c) (d) にわたって顕著であり、特徴的である。

それに対して、生において親愛なる者が占める重要な位置を占めているかを述べる部分（III）は、『ニコマコス倫理

学」の場合と対照的に、付加的な論点として取り上げられて
いるにすぎないとみられる。⁽¹⁾

さらに、その部分(III)のあとでは再び正しさに話を戻し、
親愛なる者に対する正しさとそうでない者に対する正しさの
区別という、補足的論点に論及し、あらためて正・不正の問
題に対する関心の強さを窺わせているのである。

各倫理学書の親愛論導入部の構成と特徴は、以上のように
あるとみられる。そのことからするかぎりで、政治的研究の
なかで親愛論がそれぞれどう位置づけられているかについて
いえることを簡潔に述べなおして確認しつつ、若干の解釈を
加えてみたい。

【エウデモス倫理学】においては、主として政治的関心か
ら親愛が問題にされており、そこにおいて関心事となつてい
るのは、政治術ないしは政治がつくりだすのものとしての親
愛であるといえる。このことは、【エウデモス倫理学】の親
愛論が、親愛の自然本性的基盤よりも、習慣的形成を強調し
て論じていることと呼応するものと解されうる。そして、そ
の場合、親愛は行為との関係においてとらえられている。す
なわち、(それがあくまでも徳を伴つてこそ成立するものであ
るがゆえにせよ) 正しい行為を生みだし、不正な行為(ない
しは害悪をもたらす行為) をなくすものとしてとらえられて

いる。

それに対して、【ニコマコス倫理学】において、親愛は、
まずは生に必要なものとして、そのうえでさらに生に善さ
(徳性) や美しさを加えるものとして論じられようとする。
これは、同書第一巻に読みとられる種類の幸福論、ないしは
よき生論の文脈に、直接的には繋がる論述であると解されう
る。そこに政治との関連づけを見るとすれば、政治術が目標
するものが幸福ないしはよき生であり、その幸福・よき生に親
愛が伴う、という間接的な繋がりが少なくとも主たるもので
あると解されうる。

三、政治と親愛—導入部の政治的論点の比較から

では次に、各親愛論導入部のうち、政治に直接的に関わる
論点を、さらに立ち入つて比較・吟味してみよう。

まず、【ニコマコス倫理学】である。前節で提示した区分
で言うIIの(d)、すなわち親愛は國をまとめておくというこ
とが述べられる部分(1155a22-28)がそれに当たると理解さ
れる。そこにおいて言及されている事柄は、筆者のみるところでは次の諸点である。

N-1 親愛は國をまとめておくとみられる」と (1155a22-23)。

N 2 立法家たちは正義の徳よりも親愛に関する熱心であるとみられる (115a23-24)。

N 3 立法家たちは、親愛に何らかの点で似たものとみられる協和 (homonoia) をとりわけ (malaista) 目指してこられる (115a24-26)。

N 4 親愛なる者どうしが正義の徳は不要だが、正しい人であっても親愛をあわせ要する (115a26-27)。

N 5 正しさのややこでも最高度のものは、親愛を伴つたもの (philikon) であると考えられる (115a28)。

E 2 次に『ヒュテモス倫理学』である。これについては、前節において、他の部分とあわせ、テクストに記載された順序にほぼ従つたちですでに示したが、論点としては次の四つを取り出すことができる。

E 1 政治術の仕事として考えられてくるものを、「とりわけ (malista)」親愛をつくりだすとする点

(1234b22-23)。

E 2 親愛は不正な行為 (ないしは害をもたらす行為) をなくすものであるという論点。

E 3 互いに不正を働きあう者どうしは親愛なる者でありえない (1234b24-25)。

E 4 人が不正な行為をしないやうにすむためには、親愛

なる者どうしにすれば十分である (1234b28-29)。
・眞に親愛なる者どうしは不正な行為をしない

(1234b29-30)。

E 3 正義と親愛の親近性という論点。

E 4 親愛なる者に対する正しさと、そうでない者に対する正しさが区別され、前者が「個々の人にかかる正しさ (ta idia dikaios)」呼ばれるわれわれによいで (epehēmin) 生じる正しさであるのに対し、後者は法によつて指示される正しさである、という論点

(1235a2-4)。

これら両書の所論を吟味してみよう。

まず、N 1-N 2-N 3 に注目してみる。N 1については、

親愛は国をもとめておいた者ができると謂われるとも、それはこのようないいことであるのかが問われる」となる。つまり、その場合に親愛は、国をまとめおく場合以外と比べて、どんな点で同様にめたらいい、どんな点で別様にめたらいいことよりて国をまとめておいたができるのか、という問

いである。毎日の生活を共にする親子間や兄弟間のような関係を全市民相互にかたちづくることはきわめて困難であるようと思えるし、日々の仕事や活動を共にする仲間どうしの関係ですら全市民を包括するようにかたちづくることは困難であるかもしれない。もしそうであるなら、何か別様の関係に成立するようある種の「親愛」が、そこには想定されているのか、と問われるはずである。

この問いは、まず、多友の問題、すなわちどれくらい多くの人を、どのような意味で友（親愛なる人）とすることができるか、またするべきか、という問題⁽²⁾に関連するものである。この問題が、まず「書比較上の着眼点として重要な問題の一つであると考えられる。

さらに、もし、N-1の直後に「また〔kae〕」と続けられるN-2・N-3が、N-1に想定されている「親愛」を説明しているのだとすれば（つまりその場合、より正確には親愛に類似したものの一端、あるいは眞の親愛への発展過程に成立するいわば可能的親愛の一形態、などのように言われるべきものであつたことになるわけだが）、その「親愛」は、実は「協和（homonoia）」にほかならないということになる。

N-2・N-3で言及される「立法家たち」がもつ立法術は、広義の政治術の下位区分として狹義の政治術と並立的に位置づけられるものであることを考えあわせるならば、ここにお

いて、政治の課題として「親愛」を論者がどう考えているか、その問題に対してもどんな立場に立っているか、にかかる一つの鍵概念として「協和（homonoia）」が浮かび上がつてゐるといえよう。

同時にまた、その「協和」を実現するという課題が、とくに立法術の課題として、つまり、広義の政治術に含まれる二つの術のうち一方の課題として言及されていることにも注意しなければならないであろう。広義にせよ狹義にせよ「政治家たち」の名を挙げることなく、「立法家たち」のみに言及したこととに、どれほどの意図があるかは不分明であるが、本稿が後に取り上げる「エウデモス倫理学」の関連する箇所、つまり「政治術」に言及する箇所を読むとき、そのことは無視できないと考えられる。

そのように考えるとき、「とりわけ（malista）」という語が注目されることになる。N-3では、立法家は協和を「とりわけ自指している」(1155a15)と言われているからである。この「とりわけ」は何を意味するのであろうか。一つの解釈としては、立法家が自指するものは他にもあるが、なかでも協和の実現は自指すべき最重要課題だ、という解釈であろう。その場合、立法家が自指する他のもののうちに別種の親愛が含まれているのかどうかが解釈の要所となつてくる。いま一つの解釈としては、他の術も協和の実現にかかわらないわけでは

ないが、立法術こそがその課題に取り組む最たる術だ、という解釈であろう。この場合、狹義の政治術も何らかの仕方で協和の実現にかかるものと理解したうえで、その政治術との比較において、「とりわけ」と言われていると解釈するところだろう。

ともあれ、「協和」について、広義の政治の課題としての意義づけおよび親愛概念との異同の説明がいかになされていながら、両倫理学書の理論的・思想的異同を考察する際のいま一つの要点となるであろう。

「協和」については、さしあたり、次の二点を指摘しておきたい。

第一に、『ニコマコス倫理学』において「協和」は、第九卷第六章の全体にわたって論じられる。そこにおける「協和」論は、「親愛の諸微表 (ta phulika)」論の一節として位置づけられている。つまり、そこにおいて「協和」は、眞の親愛があわせもつ複数の微表のうちの一つとしてとらえられ、親愛そのものを明確化することを主眼として論じられるのである。したがって、「協和」は、第八卷第一章の親愛論導入部においては立法家の目指すものとして言及されているにもかかわらず、第九卷第六章で「協和」を主題とする際にはそのような文脈で論じる態度は希薄である。EDirlimeier はかつて、「協和」に関して、『ニコマコス倫理学』については第八

卷第一章における立法家の目指すものとしての位置づけを強調する一方で、『エウデモス倫理学』においては政治的文脈との関連づけが希薄であることを指摘したが、この見解には異議を唱えざるをえない。

第二に、『エウデモス倫理学』における「協和」への論及についてである。すでに察せられるように、同書の親愛論導入部においては「協和」という語そのものは用いられないが、第七卷第七章においてその概念が言及されてくる (1241a15-33)。そこでは立ち入った議論はなされないながら、二書を比較するうえで重要な論点が提示されている。それは、劣悪な人々 (hoi phauloi) の間にも、ある種の「協和」が成り立つという論点である。⁽¹⁾これは、劣悪な者どうしの「協和」成立についてほとんど否定的な『ニコマコス倫理学』の論調と対照的であるように思われる。このことは、各倫理学書において「協和」と「親愛」がどのような関係にあるものとして理解されているかにかかる、注意するべき論点だと考えられる。というのは、「劣悪な者」の対極にある「普き人 (ho agathos)」⁽²⁾とは「優れた人 (ho spoudaios)」「公平な人 (ho epiiktes)」などとも呼ばれる) になる」とが眞に「親愛なる人」になる」と不可分であるように述べられているからである。

さて、次に、E-1とE-4に着目してみる。まず、E-1にお

いて、政治術の仕事は「とりわけ (malista)」親愛をつくりだすことだと考えられている、と言われている。このとき、ここにおいてもまた、その「とりわけ」という語にとくに意味があるとすれば、それはどんな意味であるかが問われることになろう。

その問いを念頭に置きつつ、E 4を見てみよう。そこでは、正しさが、親愛なる人に対する正しさと、そうでない人に対する正しさとに分けられている。前者は、人が人にかかることによって生まれる正しさであり、「個々の人にかかる正しさ (ta idia dikaiā)」と呼ばれる。その意味でそれはわれわれによつて (epi' hēmin) 生じる正しさであるとされ、それに対し後者は、法によつて指示される正しさであるとされる。

このことを考えあわせて E 1 を理解するとすれば、次のようにになるとと思われる。すなわち、政治術は、法によつて指示される正しさを実現することよりも、むしろ人が親愛なる人に対するときに生まれる正しさを実現することを、その仕事として重視するべきだと考えられている、ということである。

すると、ここで言及された「政治術」は、広義の政治術であるのか、それとも狹義の政治術であるのかが問われるであろう。その」とについて、テクストでは何ら説明が加えられ

ていないが、もしそれが広義の政治術であるとする、それは法に関することと親愛に関するもののいずれをもその仕事のうちに含んでいるから、その両面にわたる仕事のうち、「とりわけ」親愛に関すること、それも親愛をつくりだすことを見重視するべきだ、という意味であることになろう。一方、狭義の政治術であるとすると、それは、立法術が法によつて正しさを実現するのに對して、親愛によつて正しさを実現することをその固有の仕事としている、という意味になるかもしれない。あるいは、「とりわけ」と訳した語を「最大限に」という意味にとつて、親愛を向らかの意味で最大限につくりだす、という意味でもありうるかもしれない。

だが、いずれにしても、その場合、政治術が「とりわけ」(もしくは「最大限に」) つくりだそうとするときの、いかなる種類の親愛であることになるのだろうか。もし、親愛なる人となることと善き人 (すなわち有徳な人) になることとの密接な関係への言及を考えあわせるならば、善き人、有徳な人どうしに成立するような親愛であることになるであろう。その場合、政治術の課題はすなわち德育であることになる。

『エウデモス倫理学』第七卷第十章を参照すると、そこでは、「公的政治的 (politike)」かつ「法的な (nomikē)」親愛と「倫理的な (ēthike)」親愛を区別する論が展開されており、

後者が「公平な人 (epieikes)⁽²⁾」ないしは「善き人 (agathoi)⁽³⁾」どうしの親愛、すなわち「徳による (kata ten areten)⁽⁴⁾」親愛とされている。このことに照らすならば、そいに謂われる「倫理的な」親愛⁽⁵⁾それが、政治術が「とりわけ」つくりだそうとする親愛として「エウデモス倫理学」の著者によつて考えられているものであるのか、と問うこともできるであろう。

導入部では、法によつて指示される正しさと対比的に、親愛なる人に対する正しさは「われわれによつて (eph' hemin)」生まれると述べられているが、いま参照した第十章においては、人との「倫理的な」かかわりの特徴が「自發的 (hekousios)」という概念によつて説明される箇所がある。もし「これらが、同じ事態に言及するものであるならば、導入部で著者の念頭にあるのは、第十章で説明することになる「倫理的な」親愛のほうであるように思われる。

正義の実現のためにこの種の親愛が重要であるというかぎりのこととは、「ニコマコス倫理学」のN₅にも示されているとみられよう。そこにおいて「正しさのうちでも最高度のものは、親愛を伴つたものであると考えられている」ことに照らして論じようとするとき、M.Pakaluk が言うように、「ニコマコス倫理学」第五巻 (＝「ヒュデモス倫理学」第四巻) に言われるような「公平な人 (ho epieikes)」のあり方が念頭に置かれており、また「公平な人」にならうとの重要性が認識のことが何を意味するのかも問題となるところである。

されているともみられるのである。「公平な人」とは、書かれた法を補正して正義を実現する人であり、「公平さ」はある種の正しさに優るものとされるのであつた。

ただ、「ニコマコス倫理学」の親愛論導入部では、そのような人の育成を政治術の仕事としてとらえるようなことは言わないのである。

では、一方において、「エウデモス倫理学」の場合、「公的・政治的」かつ「法的な」親愛は、何が扱うと考えられているのであろうか。これについても明言する箇所を見つけることはできないが、」のことに関係する用語上の事実として、次のこととを確認しておかなければならぬであろう。すなわち、「公的・政治的な」親愛⁽⁶⁾というのは「協和」のことだという点である。「協和」は、先に述べたように、「ニコマコス倫理学」の親愛論導入部において立法家たちがその実現を目指しているとされたものであつた。

「ニコマコス倫理学」においても、「協和」が「公的・政治的な親愛」であるということとは、既知の用語法の確認であるかのように述べられている。⁽⁷⁾ところが、「エウデモス倫理学」においては第七巻第十章で「公的・政治的な親愛」が繰り返し言及されるのに比して、「ニコマコス倫理学」ではその概念への言及は親愛論全体を見ていくわざかでしかない。この

そのとき注意しなければならないのは、『エウデモス倫理学』をみるかぎり、「公的・政治的な親愛」という概念は、対等な者どうしの関係を前提した親愛概念である、という」とである⁽⁴⁾。そのような性格を帯びた「公的・政治的な親愛」が論題として重視されることが『エウデモス倫理学』の特徴ともなっているとみられる。そのことはつまり、国における（したがって市民として）対等な者どうしの関係が主要な関心事となつていていることを意味すると考えられるのである。それはまた、著者がいかなる政体を望ましいと考えているかを反映するかもしれない。とすれば、それは、先に第一節で触れたM.Schifford の論点、つまり民主制に対する態度の違いと、どう論點にかかるものといえるのである。

結びに代えて

以上、本稿は、政治と親愛の関係に関する二倫理学書比較上のいくつかの問題点を親愛論導入部のなかに見いだしつつ巡り、問題全体の輪郭を描く」とを試みた。むろより、これはいまだ問題提起にとどまるものでしかない。やむなる追究が必要であろう。そのための若干の展望を示して、結びに代える」としたい。

課題の一つは、親愛形成に關して基礎に据えられている理

論の相違と関連づける」とである。親愛形成の基礎理論の相違については、筆者がすでに解説を手がけている⁽⁵⁾。多友の問題も、それとの関係抜きには扱えないであろう。

また、政治術と立法術の関係についても、より広く調査すると同時に、⁽⁶⁾「政治術 (politike)」なるものについてのわれわれの理解を深く省みる必要があると考えられる。

最後に、二倫理学書に書き残された議論は、複数の思想的立場ないし政治的立場が入り交じる状況をふまえてのものであることを痛感せざるはならぬ。「協和」や「公的・政治的親愛」などの概念については、背景としてそうした状況を調査しつつ論じられなければならないであろう。

文献

- Cooper, J.M. (1990), 'Political Animals and Civic Friendship,' in: G.Patzig (ed.), *Aristoteles' Politik*, (Göttingen, Vandenhoeck und Ruprecht), 220-241. (Cooper, J.M. (1999) に添付, pp.356-377) [\[この文書を読む\]](#)
- Cooper, J.M. (1999), *Reason and Emotion: Essays on Ancient Moral Psychology and Ethical Theory* (Princeton, Princeton University Press).
- Décarie, V. (1984), *Aristote: Éthique à Eudème, introduction, traduction, notes et indices*, Bibliothèque des Textes Philosophiques (Paris, Librairie J. Vrin / Montréal, Presses de l'Université de Montréal).
- Dirrmeier, F. (1964), *Aristoteles: Magna Moralia*, Aristoteles Werke Band 8 (Berlin, Akademie-Verlag).
- Kenny, A. (1975), *The Aristotelian Ethics: A Study of the Relationship between the Eudemian Ethics and Nicomachean Ethics of Aristotle* (Berlín, Akademie-Verlag).

- (Oxford, Clarendon Press).
- 石井雅之（一九九九）「新生（幸福）における友の必要性の問題」とアリストテレス倫理学の展開—「ヒュデモス倫理学」第七卷第十二章と「ヒロマコス倫理学」第九卷第九章の関係についての一つの提議】『論理学年報』第四十八集、一九一三二一ページ。
- 石井雅之（一〇〇〇）「アリストテレスの親愛論における感情の位置—「ヒュドロス倫理学」と「ヒュデモス倫理学」の懸隔点」ヘレニズム哲学研究会（編）【ヒュリズム哲学研究会記念論集】六五一八一ページ。
- 石井雅之（一〇〇一）「親しみ（philia）と「親愛（philia）」—アリストテレスの親愛論における感情の位置（その二）」『西洋古典研究会論集』第十号、一七一三七四一八。
- Pakaluk, M.(1998a), *Aristotle: Nicomachean Ethics Book VIII and IX*, Clarendon Aristotle Series (Oxford, Clarendon Press).
- Pakaluk, M.(1998b), *The Egalitarianism of the Eudelian Ethics*, *Classical Quarterly* 48, 411-432.
- Schofield, M.(1998), Political Friendship and the Ideology of Reciprocity, in P.A.Carrbridge, P.C.Millett, and Siron Reden(ecls.), *Kosmos: Essays in Order, Conflict, and Community in the Classical Athens* (Cambridge University Press). (Schofield, M.(1999) の添付論文の翻訳)
- Schofield, M.(1999), *Saving the City: Philosopher-Kings and Other Classical Paradigms* (London and New York, Routledge). (Schofield, M.(2002) の翻訳)
- Schofield, M.(2002), 'L'Ethique à Eudème postérieure à l'Éthique à Nicomache? Quelques preuves tirées des livres sur l'amitié', in: G. Aubry (ed.), *L'excellence de la vie: sur l'Éthique à Nicomache et l'Éthique à Eudème d'Aristote* (Paris, J.Vrin), 299-315.

注
 (一) 石井（一九九九）、同（一〇〇一）、同（一〇〇一）の註的にも回

- (二) これが訳語としては、「親愛」の他、「友愛」「愛」などが用いられる。philiaは、親子間の愛から同市民間の友愛ないし友情までさまざまな範囲について用いられ、ときには国境を越えた人間関係についてもその可能性が語られる。本稿では、筆者の判断によつて、「親愛」という訳語で「貫させる」とにするが、右のような幅広い含意があることを注記しておかなればならない。
- (一) Pakaluk, M.(1998b); Schofield, M.(2002)。これらの論文はいずれも、親愛論のなかでも本稿の扱う論点に因縁する箇所に着目するものである。他に、着眼点は別であるが、石井（一九九九）も、やや問題にしていての提議を含んでいる。
- (二) Pakaluk, M.(1998b), pp.429-431.
- (三) Schofield, M.(2002), p.299.
- (四) cf. Pakaluk, M.(1998b), pp.429-431.
- (五) 「ヒュドロス倫理学」がアリストテレス真作として広く認められて以来にならだのは前世紀に入ってからであつた。
- (六) Kenny, A.(1978).
- (七) M.Schofield の分析を短くまとめれば、ほぼ次のようになる（ローマ数字は、筆者による便宜上の補いである）。細部の検討は省く。
- （一）親愛と徳の關係についての形式的な言及（1155a3-4）、II（二）他のすべての善きものを享受したとしても、親愛なる人（友）なしに生きることは誰も選ばない（1155a5-12）（三）人生の各段階に、親愛なる人（友）を必要とする理由がそれ異なつたものとしてある（1155a12-16）（四）親愛は動物の自然本性に固有のものである。全く人間の場合にそれがない（1155a16-22）。（五）親愛は政治的役割をも演じる（1155a22-28）（六）母子・母子・母子の絆をもたらすための簡単な結論（1155a28-31）。
- cf. Schofield, M.(2002), pp.301-302.
- (九) Schofield, M.(2002), p.301.
- (十) 石井（一〇〇一）参照。

- (12) Schofield, M. (2002), p.302.

- (13) 「ニコマコス倫理学」第一巻第七章 (1097b11)“

- (14) この箇所の論の展開について M.Schofield がおこなった分析は、筆者もそのとおりだと思うところが多い。細部でいくつか異論があるが、それらについて論じる」とは省略する。以下に彼の分析の概略（テクストに書かれた内容の区分と秩序をどうみるか）を示すにとどめる。（1）政治術の仕事は、一般的の意見では、とりわけ親愛をつくりだすことに存する」と (1234b22-23)、（2）徳は親愛あればこそ有益であると言わっている」と、互いに対し不正である「そして政治的秩序をもおびやかすかもしない」人々は、親愛なる者どうしではありえない」 (1234b23-25)、（3）正義と親愛の密接な関係 (1234b25-31)：A 正・不正は、よくに親愛に適用されるカテゴリーであると言われていること、B 親愛は倫理的な性向（ヘクシス）であり、親愛なる人と善き人は同じことだと考えられていること、C 真に親愛なる人どうしは相手に対し不正を犯さないこと、そして、このことは、親愛が正義の徳であるか、それを含むものであることを示唆していること、（4）親愛はきわめて大きな書であり、親愛なる人がいないことは恐ろしいことだとわれわれは考えていること、それは、人生の全体でも自発的な交わりにしても親愛なる人とともにおこなわれるからであること (1234b31-1235a2)。（5）親愛なる人に対する私的な（privé）正しい行為はわれわれのみに依拠するが、それ以外の者に対する正しい行為は法によって支配されるのであって、われわれには依拠しないこと (1235a2-4)。

- (15) 「ニコマコス倫理学」第一巻第十三章 (1102a8-9) 参照。

- (16) to dikaiosynē の意味の区別については、Decarie, V. (1894) の同箇所への注に従って理解した。

- (17) 「ニコマコス倫理学」を参照するとすれば、その第一巻第三章において、政治術は美しいとは立派なこと（行為）とともに正しいこと（行為）について考察するとされる (1094b14-15)。また、

同書第一巻第十三章によれば、眞の政治家は、何よりも徳について處心し尽力してきたのであり、市民を善き人にするとともに法律に従う者にしようとしていることになるが (1102a7-10)、

同書第五巻（＝「エウデモス倫理学」第四巻）第一章を参照すれば、正義の徳 (dikaiosyne) は、他者に対しての徳として完成態とみられ (1129b25-27)、また正しさ (to dikaios) の「義のうちの一つか合法性とされるのであつた (1129a24)。さらに第十巻第九章においては、法は政治術の成果のよきに尊われる (1181a23)。

- (18) cf. Schofield, M. (2002), p.304.

- (19) この論点は、「これらに加えて [pros de toutois]」と始められていて、

- 石井 (1100) 参照。

- (20) 「ニコマコス倫理学」第一巻第四章 (1095a15-20) 参照。

- (21) 先に示した、「ニコマコス倫理学」の親愛論導入部全体の見取り図における図 (b)（友の多いこと polyphilia についての一般的な考え方を提示する部分）を参照。

- (22) 「ニコマコス倫理学」第九巻第十章参照。同章末では次のように述べられている。「友が多く (polyphilia) 皆と親しげに交際する人々は、公的な意味においては (politikos) 場合を除けば、誰にとっての友（親愛なる人）でもない」と考えられている。彼らは、何者とも呼ばれることがある。その場合、公的な意味においては (politikos)、けつて阿る者であることなく、眞に公平な人 (epieike) として、多くの人にとつて友（親愛なる人）であることができる。徳によつて、またその人自身によつて、多くの人に對して友（親愛なる人）であることはできないのであって、そのような人を少數でも見つけないと満足するべきなのである」 (1171a15-20)。多友という論

- 点については、あわせて「エウデモス倫理学」第七巻第十二章 (1245b19-25)、およびティオゲネス・ラエルティオス「ギリシア哲学者列伝」第五巻第一章第二十一節参照。

- (24) Dihmeyer, F. (1964), p.464.

- (25) 「ヒュドモス倫理学」第七卷第七章 (1241a25-27) 参照。
- (26) 「リコマコス倫理学」第九卷第六章 (1167b9-12) 参照。
- (27) 「エウテモス倫理学」第七卷第一章 (123ab26-27)。先に示した同書の親愛論導入部全体の見取り図における (e) 参照。
- (28) 同。
- (29) 「ヒュテモス倫理学」第七卷第十章 (1243a1)。
- (30) 同書同巻同章 (1243a10, 11)。
- (31) 同書同巻同章 (1242b39)。
- (32) 同書同巻同章 (1242b8)。
- (33) V.Décarie は、この箇所の「われわれによつて (eph' hēmin)」を古前の「自發的な (heikoustos) 交わり」(1234b34) に翻訳する。又原マーコス Décarie, V. (1984) の同箇所への注を参照。
- (34) Pakaluk, M. (1998), pp.49-50.
- (35) 「リコマコス倫理学」第三卷第八章 (1137b11-13; 24-27, 34-123a2)
- (36) 「ヒュテモス倫理学」第七卷第七章 (1241b32-33)。
- (37) 「リコマコス倫理学」第九卷第六章 (1167b23)。
- (38) J.M.Cooper が詳しく述べ調査して箇所を列挙してこれを (cf. Cooper, J.M. (1999), p.370, n.16)、そのすべてが同観念に言及する。又ヒュテモスの説を述べ、「リコマコス倫理学」第八卷第十一章 (1161b13)、第九卷第一 chapter (1163a34)、同卷第六章 (1167b2) などにわざかながる言及やれど、これらは確かである。
- (39) 「ヒュテモス倫理学」第七卷第十一章 (1242b21) など参照。
- (40) cf. Schofield, M. (1999), pp.87ff; Schofield, M. (2002), pp.311-312.
- (41) 石井 (11000)、同 (11001)。

(二二二・まゆゆき 八洲学園大学助教授)